

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百七十一号

測量計画機関であるときがわ町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

ときがわ町

### 二 作業種類

公共測量（国指定史跡小倉城跡航空レーザ測量）

### 三 作業地域

ときがわ町大字田黒地内

### 四 作業期間

令和五年九月二十五日から令和六年三月二十五日まで